

札幌企第 3241 号
令和 3 年(2021)年 3 月 29 日

札幌市内経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

**札幌市内における北海道の警戒ステージ 4 相当の感染状況に伴う
市内事業者の皆さまへのお願いについて**

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

札幌市内の感染状況は、令和 3 年 3 月上旬から、様々な場面での感染の発生や、変異株による感染の影響から、新規感染者数は増加傾向が続いており、予断を許さない状況となっております。

北海道は、札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への感染拡大を防ぐため、下記のとおり、北海道の警戒ステージ 4 に相当する強い措置を講じること

を決定いたしました。
札幌市においては、今後、時間短縮営業の要請等のより強い措置を検討するよう北海道に要請しなければならない事態を避けるとともに、変異株の感染力の強さを踏まえた適切な感染対策の徹底に取り組むことが不可欠な状況となっております。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

【本通知文に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡

TEL 011-211-2352

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

札幌市内における北海道の警戒ステージ 4 相当の感染状況に伴う 市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

札幌市内の感染状況は、令和 3 年 3 月上旬から、様々な場面での感染の発生や、変異株による感染の影響から、新規感染者数は増加傾向が続いており、予断を許さない状況となっております。

北海道は、札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への感染拡大を防ぐため、下記のとおり、北海道の警戒ステージ 4 に相当する強い措置を講じることを決定いたしました。

札幌市においては、今後、時間短縮営業の要請等のより強い措置を検討するよう北海道に要請しなければならない事態を避けるとともに、変異株の感染力の強さを踏まえた適切な感染対策の徹底に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 北海道の警戒ステージ 4 に相当する協力要請

札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への感染拡大を防ぐため、令和 3 年 3 月 27 日から同年 4 月 16 日までの間、以下のとおり取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

感染リスクを回避できない場合の、

- ・ 札幌市内における不要不急の外出自粛
- ・ 札幌市外との不要不急の往来の自粛

2 変異株による感染を踏まえた感染防止対策の徹底

従来型ウイルスに比べて感染力が強い傾向にある変異株の広がりを踏まえ、飲食時や職場内において、以下の感染防止対策の実践を徹底していただきますようお願いいたします。

- ・ 飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」を実践すること
- ・ マスク着用時にも大きな声での会話は控えるよう徹底すること
- ・ 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底すること
- ・ 人との距離を取るなど「3密」を回避する行動を徹底すること
- ・ こまめに、十分な量のアルコール等での手指消毒を徹底すること
- ・ ドアノブなど共通で触れる部分の消毒を徹底すること

3 年度末・年度初めにおける人の移動や会食機会の増加に関するお願い

年度末や年度初めは、転勤や入社等に伴う人の移動や会食機会の増加など感染リスクが高まるため、事業者の皆さまにおかれましては、感染拡大の防止に向けて、改めて、次の場面における感染防止対策を徹底していただくとともに、従業員の皆さまへの周知をお願いいたします。

(1) 入社式、辞令交付式等

感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること。

(2) 歓送迎会

歓送迎会については控えること。

(3) あいさつ回り

不急のあいさつ回りについては、自粛または後ろ倒しすること。

(4) 入社、着任等

引越時期を分散化するため着任日は柔軟に対応すること。また、入社、着任までの体調管理を徹底すること。

なお、北海道と経済団体が連携して、転勤・入社・入学の場面での感染拡大防止対策取組事例の提案集を作成しております。詳細については、以下の北海道のホームページにてご確認ください。

(URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/jireishuu_tennkinn.pdf)

4 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、上記1～3のほか、以下(1)～(5)についても取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

(1) 従業員に対する感染防止対策の周知の徹底

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、従業員の皆さまに対し、以下ア～キについて、特に周知いただきますようお願いいたします。

ア 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用すること。

イ 飲食店を利用する際には、4人以内など少人数かつ短時間で、深酒をしないこと。

ウ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をより一層徹底すること。

エ 外出等により人と接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと。

オ 従業員の健康状態(体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等)を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること。

カ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。

キ 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

(2) 新北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる新北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業

者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(3) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL : https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考とした感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のホームページ (URL : <https://corona.go.jp/>) に一覧がございます。

(4) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ (COCOA) の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道)や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム (北海道ホームページ)】

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(5) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国 (厚生労働省) のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)】

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

4 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する情報 (北海道)

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等 (札幌市)

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

■令和3年2月16日～2月28日までの「市内全域の飲食店等」における営業時間短縮要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL011-350-5927

<受付時間> 平日8:45～17:15 (3月31日までは土日祝も対応)

■令和3年1月16日～2月15日までの「すすきの地区等」における協力要請に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL0570-200-105

<受付時間> 平日8:45～17:15 (土日祝除く)

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

<受付時間>

平日9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※最終受付16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 TEL011-211-2352